

1979-7
No.130

表紙 野馬図(韃靼人狩獵図屏風部分)
解説は22ページ参照
題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

東ドイツにおける東山魁夷展……………安達健二……4

英米の劇場と演劇……………倉橋 健……7

文化庁こども芸術劇場、アセアン諸国と交流公演
——国際児童年記念——……………白井 實……10

歴史資料の保存について……………山本信吉……13

文化庁ニュース

文化振興会議の開催……………16

第3回全国高等学校総合文化祭の開催……………16

日本語教育映画試写会の開催……………17

昭和54年度(第3回)指定文化財
展示取扱講習会の開催……………17

昭和54年度著作権講習会等の開催……………18

昭和54年度宗教法実務研修会の開催……………18

日本芸術院長決まる……………19

第11回東京国際版画ビエンナーレ展
——いま、版画で何が起きているか——……………19

〔新刊紹介〕

『日本語の特色』(「ことば」シリーズ10)

『言葉に関する問答集5』(「ことば」シリーズ11) ……20

民俗歳時記シリーズ 7月

七浅間参り……………近藤雅樹……21

我が県の文化行政

鳥取県の風土と一体化した
歴史的環境広域保存地域計画の策定に当たって
……………田中幸治郎……23

著作権シリーズ(3)

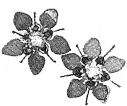
外国人著作者の保護……………26

文化庁日誌……………28

美術館・博物館・文化施設めぐり②
ミレーとその周辺の画家たち
——山梨県立美術館——……………30

国立劇場ニュース……………31

歴史資料の保存について



山本信吉

(文化庁・美術工芸課主任文化財調査官)

去る六月六日、新指定の重要文化財の官報告示が行われ、昭和五十四年度の歴史資料部門の重要文化財として、徳川家康関係資料(静岡県・久能山東照宮所蔵)および大内氏勘合貿易印等関係資料(山口県・財団法人防府毛利報公会所蔵)の二件の指定が決まった。昭和五十年に行われた文化財保護法の一部改正に伴って、有形文化財に新たに歴史資料の指定・保存が加えられてから、これで指定件数は新指定五件、所属換え七件を併せて十二件の歴史資料が誕生したことになる。

今回の新指定二件のうち、徳川家康関係資料は家康の廟所とされた久能山東照宮に伝来したもので、家康生前の所用品と伝える書画・典籍・諸道具類と薨後同社に奉納された家康の位記・宣旨類、および神服である装束・調度類を中心としている。これらはいずれも寛文四年(一六

六四)十一月に東照宮が作成した家康の遺品目録「久能山御道具帳之覚」に記載された遺品のうち、伝来が確実なものを選別したもので、遺品としての信憑性は高いと認められる。

家康の遺品は、薨後にいわゆる御三家等に分与された。その内容の一部は「駿河御分物御道具帳」にみえていて、尾張徳川家の徳川黎明会にもまとまった遺品が伝わっているが、それらはいわゆる御蔵物として伝来したのに対し、この久能山東照宮の遺品は、家康が平生に使用していた日常品としての性格をもっているのが特徴である。これらは大別して書院調度、香道具、茶道具、あるいは家康の薬好きを反映した薬道具、その他の身廻り品に分けられるが、その中には桃山・江戸前期の代表的工芸品である硯箱、刀掛、脇息、手拭掛の類、中国渡来になる香炉、茶碗、フィリピンのいわゆる呂宋壺、朝鮮本で

ある朱書父母恩重経、和剂局方(銅活字本)、さらにはスペインから献上された洋時計、目器(眼鏡)、鉛筆などが含まれていて、晩年の家康が桃山時代の遺風ともいっべき国際色豊かな調度品に囲まれていたことが判明する。通例、文献にみる徳川家康といえは、織田信長の進取の気性、豊臣秀吉の絢爛たる趣向に比べ、質実な気風が連想されるが、その信条の在り方は別として、これらの遺品は家康の生活が極めて都風なものであったことを伝えている。恐らくこの傾向は家康にとどまらず、当時の大々名の生活環境をも現したものとみてよいであろう。

一方、大内氏勘合貿易印等関係資料は、大別して通信符銅印と、日本国王木印と、大宰大貳鉛印・多々良朝臣鉛印・多々良義長木印の三種からなっている。

このうち、通信符銅印は朝鮮の端宗元年に当たる景泰四年(一四五三、日本の享徳二年)に鑄造されて大内氏に贈られた印で、「通信符」の三字を半分に截った右側の印に当たり、勘合貿易印の現在唯一の遺品として珍しい。室町時代、日本との貿易激増に悩んだ朝鮮はしばしば日本人の渡航に制限を加え、通航者を日本国王(足利將軍家)・巨酋(畠山、細川、山名、大内氏らの大々名)・授図書人(朝鮮王から姓名を刻した印を与えられたもの)、授職人(官職を与えられたもの)の四種に分け、その身分に応じて貿易回数・船数を定めた。その有り様は朝鮮の知日

派貴族であった申叔舟の著書「海東諸国紀」に詳しいが、巨酋の一人であった大内氏は「多多良氏なり（中略）、周防、長門、豊前、筑前の四州の地を管し、兵は最強なり、日本人は百済王温祚の後と称す」（原漢文）と記されていて、朝鮮からは特別の大名にみられていたらしい。通信符はこの大内氏に対して朝鮮が贈った貿易公認印で、多々良朝臣鉛印・大宰大貳鉛印もその製法よりみて、巨酋の首であった大内氏の貿易特権を示す印として朝鮮で作られた可能性が高い。

また日本国王木印は、毛利家の伝承では、かつて足利義満が永楽元年（一四〇三）、日本の応永十年）に明の成祖から贈られたと伝えるもので、その旨を証する大内義長の証状も附せられている。しかし、義満が得た印は金印といわれ、したがって木印であるこの印は模造印とするのが通説であったが、今回の指定調査で、日本製ではなく、大陸、あるいは大陸の雕印職人によって作られたもので、実用性を備えた印であることが確認された。当時の朝鮮が足利將軍家を日本国王と呼んでいたことを考えると、あるいは大内氏が將軍家を僭称して、この印を使用したことも推測されるわけである。しかも、これらの諸印が揃って毛利氏に伝来していることは、これらの貿易印が単に珍貴なものとして尊重されただけではなく、大内氏の滅亡後、毛利氏が大内氏の権利を継承したしるしとして実際に

に朝鮮貿易に使用した可能性がある。そうした史実を示す文献はないが、毛利家の秘庫に嚴重に取められていたこれらの印には、往時の毛利家の歴史が秘められているといえるのかもしれない。

去る昭和五十年に行われた文化財保護法の一部改正にさいし、有形文化財の定義を定めた第二条第一項「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料」の条文の次に「その他の学術上価値の高い歴史資料」の文言が加えられ、新たに歴史資料の指定・保存が行われるようになったが、その改正の趣旨としては大別して二つの理由が考えられる。

その一は、有形文化財の定義を定めた文化財保護法第二条第一項の規定が文化財を絵画・彫刻等の形態種別で規定しているため、歴史上の遺品でその種別に該当しないもの、あるいは歴史的・系統的にまとまって伝存して価値の高い遺品が異なる種別にまたがって存在する場合に、とかく不都合を生じることが多かったことである。例えば、慶長遣欧使節関係資料がその一例で、これは慶長十八年（一六一三）に伊達政宗が支倉常長を使者としてローマに派遣した折に持ち帰った遺品類であるが、ローマ市民権証書、ローマ法皇パウロ五世および支倉常長の肖像油絵、十字架、メダイ、ロザリオ、あるいは

の規定はこれら先行法の趣旨を受け継いだことが明らかで、歴史上価値の高いものとはいわば歴史の史実を証するに足る根本史料としての典籍・古文書及び銘文等のある絵画・彫刻・工芸品等を指したものとみる事ができ、事実指定文化財もその線に沿って選定されている。

史料と資料との違いについての用語の定義はさておいて、歴史資料はこれまでの文献的史料性に価値を置いた指定とは別に、歴史の生きた姿を具体的に伝えた重要な遺品類を積極的に保存してゆこうとするもので、対象としては例えば経済、商業、外交、貿易、宗教、学芸、あるいは度量衡、生産技術等の分野に視点を置いて、学術上の資料となり得る遺品類の保存と活用を図ろうとする点に意義があると考えられる。今年度に新たに指定された徳川家康関係資料、大内氏貿易印等関係資料は、こうした歴史資料保存の趣旨からみれば適切な指定であったといえる。

ただし、一口に歴史資料といってもその指定保存は容易ではない。絵画・彫刻等の有形文化財は明治時代から調査の手が全国的に及んでいて、重要な遺品の所在は比較的明らかにされており、また「歴史ノ證徴、美術ノ模範」としての基準もほぼ確立されているのに比べ、この歴史資料の対象となるべき遺品の調査は緒に付いたとは必ずしも言いがたいし、その価値基準は、歴史の胎動が時代によって、あるいは地域によ

って異なるように、固定することは困難である。文化庁が去る昭和五十一年から国庫補助事業として実施している歴史資料調査は、こうした歴史資料保存の現状を前提として、まず地方自治体がその地域の歴史に応じた歴史資料を調査し、その実態を把握してゆくに主点を置いたもので、すでに事業件数で五十数件の実施をみているが、その成果には時として目を見張るものがある。

一例を挙げれば富山県が実施している高樹文庫の調査がある。この高樹文庫は江戸時代後期、関流の和算の家であった石黒家の遺品で、信由を中心に曾孫信基に至る四代の関係資料を伝えているが、今回の調査で福井県の小浜から琵琶湖の北岸堅津に至る運河の測量図が発見された。その詳細は調査団が富山大学の楠瀬・木下教授を中心として研究中であるが、四代信基が慶応二年頃に作成したもので、概要は小浜からパナマ運河方式で船を上げ、途中の高所はトンネルで通そうというものである。もしもこの運河が実現すれば日本海と京・大阪をつなぐ最短距離の道となり、日本経済に大変革を引き起こしたに相違ない。和算が今日という微分・積分の域に達し、学問として高度な発達を遂げたことはよく知られているが、この石黒家の算学は実用の学問として活用されていたという点で価値が高い。この運河はスケールの大ききから言えば（実現性は別として）、大津・京都をむすぶ疏水の規

マント、西洋鞍などおよそ二十四種がまとまって伝存している。これらの遺品は個々にみても、いずれも絵画、工芸品、古文書等の各部門の類例まれな文化財として価値が高いものであるが、種別に分割して指定するのは、まとまった遺品として持つ歴史的意義からみて適切でないという点で、昭和四十一年に一括して指定され、指定種別を便宜絵画としたことがあった。国の重要文化財としての価値に変わりはないが、こうした形態別の種別指定は歴史上重要な遺品を積極的に指定保存してゆこうとする場合、とかく隘路となる傾向があった。

その二は、歴史資料の種別を文化財保護法に明記することによって、有形文化財の対象の範囲の拡大を明確にしたことである。我が国の文化財保護行政は、明治三十年制定の古社寺保存法に始まり、昭和四年施行の国宝保存法を経て文化財保護法に発展したことは周知のとおりであるが、古社寺保存法・国宝保存法において有形文化財の価値基準の基礎をなしていたのは、「歴史ノ證徴、美術ノ模範トナルベキモノ」古社寺保存法第四条・国宝保存法第一条）であった。

この観点はさらに溯れば明治二十一年に発足した臨時全国宝物取調局の鑑査基準であった「歴史上ノ徵拠、及び美術工芸建築上ノ模範トシテ要用ナルモノ」に淵源があると思われるが、文化財保護法第二条に定める（「前略）我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（後略）」

模をはるかに上回るもので、恐らく背景には幕府か、大阪商人の後援があったのであろう。明治維新を境として日本が急速に近代化したことは世界の驚異となつていっているが、その基盤には江戸時代にすでにこうした大事業を考へ得る学問・技術・経済の発達があったわけである。こうした事実がいままで知られずにいたのは不思議なことといえるが、これは研究者の物の見方に責任があるらしい。和算の家としての高樹文庫は学界にも知られ、その維持のために既に財団法人も設立されているが、その観点は石黒家歴代の学問を示すと思われた著述稿本等の典籍類に置かれ、その他の遺品はとかく等閑視されてきたためである。つまり既成の価値概念が先行していたわけで、この一事をしても歴史資料に対する今後の調査・保存の重要性が認められるといつて過言ではないであろう。

かつて明治十二年、時の太政官政府は太政官布告をもって古器旧物保存方を令し、その冒頭に「古器旧物ノ類ハ古今時勢ノ変遷制度風俗ノ沿革ヲ考証シ候タメ其ノ裨益少ナカラズ候處自然旧キヲ壓イ新ヲ競イ候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ実ニ愛惜スベキ事ニ候條各地方ニ於イテ歴世藏貯致シ居リ候古器旧物類」の保存を呼びかけた。尔来明治百年を過ぎた今日、この布告の意味をもう一度含味してみる必要があると思われる。

国立劇場二 ユース

歌舞伎公演

勸善懲惡機関

七幕九場

村井長庵

八月十日〜二十二日

●かいせつ

極悪な長庵と実直な久八とのまったく対照的な性格と二つの筋が、小夜衣と千太郎の情話を媒介として互いに関連しながら並行し、最後に大館(大岡)の裁きによって解決するまで、条理の立った構成に黙阿弥の作劇の妙がある。しかも長庵・久八の性格——金欲のためにはいかなる残忍陰険な手段をも平然と行う長庵と、主思いで律義実直な久八との両者がみごとにかきわけられており、これを一人二役に演じさせて俳優の演技を十二分に発揮させるなど、巧妙な配慮がなされている。六幕目裏長屋は世話場の代表的なものとして名高く、七幕目の常盤津「小夜衣千太郎」は名曲の一つとして今日も行われる。作者自身も最も会心の作と考えていたらしいことは、自脚本集『狂言百種』の第一編においてことからもうかがわれる。今日の歌舞伎俳優の中で最も技巧派と評判の高い吉右衛門が、悪人の長庵・善人の久八を演じ分け、宗十郎・田之助・左団次らの参加で活気ある舞台が繰り広げられる。

●あらずじ
序幕(麴町長庵宅・赤羽根橋・平河天神裏門) 極悪非道な医者村井長庵



錦絵 村井長庵 (早稲田大学演劇博物館蔵)

は遠州藤川に住む妹婿重兵衛が借金のため娘お梅を吉原に売って得た五十兩がほしさに、翌朝帰国する重兵衛をわざと一刻早くたたせ、雨中の赤羽根橋で殺し金を奪う。二幕(赤羽根江番詮議) しかも長庵はその罪を自宅に治療にきた浪人藤掛道十郎にさせ、置き忘れたかさを証拠に訴え出る。道十郎は入獄。三幕(長庵内) 長庵の妹である重兵衛の女房おそよは娘にあいたさに遠州藤川から江戸へ出てきたが、長庵は言を左右にして会わせず、かえって悪事の露顕を恐れて、早乗三次に殺させようとする。お梅は今はず

字屋の小夜衣となり、これに馴染んだ伊勢屋の息子千太郎は、親元身請けをしてやるという長庵のこぼれを信じ、三次の質入れた白露の短刀を持ち出し五十兩を作った長庵に渡す。が長庵は約束を守らぬばかりか請取をとらなかつたため、逆に長庵に追い返される。四幕(浅草田圃) 三次は長庵に命じられ、おそよを殺す。五幕(飯田町・裏借家藤掛内) 道十郎は獄死したので、妻のおりよは道之助らをかかえて貧窮にあえいでいたが、紙屑買いとなった久八と会って主従とわかり、

ともに長庵の非道を恨み、貝坂の忠誠を証人として訴え出ることとなる。

六幕(日本堤) 浄瑠璃「恨葛露濡衣」(常盤津) 小夜衣と千太郎は心中を決意して日本堤まで来たが、追手がかかり小夜衣は三次に連れもどされる。千太郎は自害しようとし、止めようとする久八と争ううち誤ってみずから死ぬ。久八は主殺しの罪を名のって出る。大詰(町奉行所白洲) 忠誠の訴えて長庵は再吟味となり、早乗三次の自首で服罪する。久八は千太郎の遺書によって無罪となり、しかも千太郎の兄とわかって伊勢屋の養子となる。

歌舞伎会公演

六花月青柳(だんまり)

生写朝顔話

新歌舞伎十八番ノ内 紅葉狩

八月四日〜五日

(小劇場)

稚魚の会公演

菅原伝授手習鑑

女伊達

仮名手本忠臣蔵

八月二十六日〜二十七日

(小劇場)

演芸

納涼寄席 八月十五日〜十六日

定席・下席 八月二十一日〜三十日

花形新人演芸会 八月三十一日

(演芸場)

編集後記

○今年、異常に早く真夏の暑さがやってきた。エネルギー節約のため、例年なら当然入るべき冷房もまた入らない。折から開催された東京サミットの主たるテーマの一つは、石油・エネルギー問題。○東京サミットは、日本が政治・経済面で世界の一極であることを改めて内外に認識させ、日本に対する海外からの関心を高める契機となったが、日本の芸術や文化については、どうか、最近の通商白書でも、日本や日本文化をもっと海外に知ってもらうことの重要性がとりあげられている。○本号では、先ごろ美術展の交換等でヨーロッパ諸国を巡ってこれら東近英安達館長から、日本美術の海外展の意義や在り方について記していただいた。また倉橋早大教授の英米の劇場・演劇事情、国際児童年記念(こども芸術劇場など文化の国際交流に関するもの)が中心となっている。(史)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課

TEL(03)3681-2141(代表)

「文化庁月報」七月号

昭和54年7月25日印刷・発行

編集 文化庁

編集 柳 田 区

〒100東京都千代田区霞が関3-2-2番2号

発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 千代田区中央区銀座7丁目4番12号

営業所 千代田区新富西五軒町52番地

電話 (03)2681-2141(代表)

振替口座 東京 九一六 一六番

印刷所 柳行政学会印刷所

定価・一五〇円(送料二九円)

年間購読料 一、八〇〇円